

鹿角市立八幡平小学校いじめ防止基本方針

令和6年4月1日
鹿角市立八幡平小学校

○基本方針策定の趣旨

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命にまたは身体に重大な危険を生じさせるおそれのある、決して許されない行為である。

「いじめ防止対策推進法」の施行に伴い、本校では、全ての児童が安心して生活し、共に学び合うことができる環境を地域社会全体で作り上げることを目指し、学校、家庭、地域、その他関係者が連携して、いじめの未然防止と早期発見、適切な対処を図るための基本方針を定める。

1 いじめの防止のための取組（未然防止のための取組等）

- (1) いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることを踏まえ、全ての児童を対象としたいじめの未然防止に、主体的かつ積極的に取り組む。
- (2) 学校の教育活動全体を通じて、児童の自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成するよう努め、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。
 - ①いじめに関する指導を年間計画に位置付け、計画的な指導を行う。
 - ②道徳や学級活動を中心に、自他を認める態度や互いを尊重し合う人間関係を育む。
 - ③縦割り班活動やクラブ・児童会活動、あいさつ運動、部活動などを通して、異年齢集団での交流や共に苦勞する喜び、人を思いやる気持ちを培う。
 - ④児童が自己有用感を高められる場面や困難を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設ける。
- (3) 児童自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、児童とともに、それぞれの発達段階に応じたいじめ防止の取組を進め、学校や地域全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるように努める。
 - ①いじめ防止強調月間（4月、11月）を設定し、なかよし集会やいじめ防止の標語募集など児童会を中心とした活動を積極的に取り入れる。
 - ②八幡平中学校と連携した活動など、児童自らがいじめ防止に取り組むことができるような取り組みを進める。
- (4) 分かる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
 - ①校内授業研究会等により授業改善を図り、一人一人が生き生きと学ぶ授業づくりに努める。
 - ②チャイム席や授業中の姿勢、発表の仕方や聞き方など、基本的な学習習慣の定着、八つのチェックポイントなど中学校と連携した学習の約束など、学習規律の徹底を図る。
- (5) 学校基本方針をもとに「いじめ」について教職員の校内研修を行い、共通理解を図る。
- (6) いじめ防止等に関する取組を推進、実施するために、管理職と関係職員による「不登校・いじめ防止対策委員会」を設置する。

2 早期発見・早期対応の在り方（兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て）

- (1) ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認識する。
 - ①気になる変化や行為があった場合には、職員がいつでも共有できる体制を取る。
 - ②健康観察の際に一人一人の顔を見て聞く。様々なことから気になることの把握に努め

る。保健室からも積極的に情報を得る。

- ③児童を語る会を設け、定期的に職員での共通理解の場とする。様子に変化があった場合は全教職員理解の下、組織で対応する。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談箱の活用、電話相談窓口を児童及び保護者に周知するなど、児童が訴えやすい体制を整え、学校と家庭、地域、関係機関が連携していじめの早期発見に努める。
 - ①気付いた情報を確実に共有し、速やかに対応する。(相談を受けながら先延ばしすることは絶対避ける。)
 - ②児童に多忙さやイライラした態度を見せることは避ける。また、真摯な態度で向き合い、悩みを過小評価しない。
- (3) アンケート調査や教育相談後、関係児童から得られた聴取内容や指導記録の情報を整理し、調査結果を取りまとめ、月末に市教育委員会に報告する。

3 いじめへの対処・報告

- (1) いじめであることが確認された場合、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する。
 - ①いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制を作る。
 - ②いじめた児童が複数いる場合は、同時刻かつ個別に聞き取りを行う。
 - ③いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
 - ④臨時の学級会や集会などにより、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (2) 組織的な対応を行うとともに、家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。また、事案に応じ、関係機関との連携を図る。
 - ①個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分留意する。
 - ②加害者児童、被害者児童の保護者には迅速に連絡する。
- (3) 重大事案が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校設置者の指導助言の下、「不登校・いじめ防止対策委員会」に、関係する専門家を加えた「学校いじめ調査委員会」を設け、調査を行う。
 - ①いじめにより、児童などの生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき
 - ②いじめにより、児童などが相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる疑いがあるとき
- (4) 重大事案の調査や教育相談後、関係児童から得られた聴取内容や指導記録の情報を整理し調査結果を書面にして取りまとめる。市教育委員会に報告・説明するとともに、市教育委員会から指導・助言を仰ぎ、学校の対応方針を決め事案の早期解決にあたる。

4 地域や家庭との連携

- (1) PTAや学校運営協議会委員、地域の関係団体などといじめの問題について協議する機会を設ける。
- (2) 学校が行う体験活動や「ふるさと・キャリア教育」の充実により、児童が大人と関わる機会を多く設定し、いじめの未然防止と早期発見に努める。
- (3) 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて、スクールカウンセラー等との連携を図るほか、学校以外の相談窓口についても児童及び保護者に周知するなど、情報の共有や事案への対応についての連携体制を構築する。
- (4) この方針については、学校のホームページで公開する。